

# 南部中学校生徒会

## 身だしなみ自主規制

令和元年5月24日改定

### 1：共通

- 1 「学校のきまり」をしっかり守る。
- 2 眉毛を加工しない。
- 3 前髪は目にかからないようにする。
- 4 整髪料（ワックス・スプレー・ムースなど）は使用しない。
- 5 制服のボタンは全部とめる。
- 6 制汗剤は、無香料、または微香性の石けんの香りのものに限る。
- 7 ジャージのファスナーは、半分の位置まで上げる。
- 8 キャラソックスは着用してはいけない。ただし、ワンポイントのものならば可とする。
- 9 かばんにつけるものは、お守りと学校で配布される反射キーホルダー以外はつけてはいけない。

### 2：男子

- 10 ベルトの色は黒・紺などの制服の色に近い色を使い、華美でないものとする。

### 3：女子

- 11 制服のスカート丈はひざがしっかりと隠れる長さにする。（折らない）
- 12 制服のスカートはベルトを使用しない。
- 13 髪が肩を越えたら、編むか束ねるかする。
- 14 髪を束ねるゴム、髪をとめるピンなどは黒・紺などの髪の色に近いもので装飾のないものとする。
- 15 髪をとめるピンは必要最小限とする。
- 16

### 4：補足

生活していく上で、必要だと判断したときは、身だしなみ自主規制は改定していく。その際、代表委員会や、臨時の生徒総会を開く場合がある。

令和元年5月の生徒総会において、大幅に項目を削除した。これは、現実の生徒の実態に合っていないこと、「学校のきまり」にも明記されていることを生徒会事務局が取り上げ、可決されたものである。